



県章

山形県公報

平成25年8月23日(金)
第2472号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……925
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……926
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……927
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 平成4年3月県告示第345号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 ……(同) ……929

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………930

公 告

- 平成25年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……931
- 平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……同
- 指定管理者の募集……………(観光交流課) ……同

告 示

山形県告示第763号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
432	エキサイティングマックス! 8月号	02091-8	(株)ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
433	極上Hパイ美女のマンゾク淫性診断	57628-24	(株)竹書房	
434	目撃よくばり奥様のしつぽりランチタイム	57628-20	(株)竹書房	
435	別冊 週漫スペシャル 9月号	17929-09	(株)芳文社	
436	つばみ解禁! 素人娘の生本番リクエスト	57628-15	(株)竹書房	
437	月刊劇漫スペシャル 9月号	13545-9	(株)竹書房	

438	メルティ・リップ	57629-16	(株)竹書房	
439	コイカノ×アイカノ①	57629-09	(株)竹書房	
440	ふわとろカノジョ	57627-98	(株)竹書房	
441	新 ホントにあったHな体験②	50444-44	(株)リード社	
442	精勤女子の裏職歴	57624-74	(株)竹書房	
443	コスコス娘プレミアム	57628-10	(株)竹書房	
444	よめ贅	58812-17	未来少年	
445	月刊実話ドキュメント 8月号	15115-8	マイウェイ出版(株)	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
446	実話時代 8月号	15277-08	(株)メディアボーイ	
447	実話ナックルズ 増刊 レベル9	68466-79	ミリオン出版(株)	
448	チャンプロード 9月号	06231-09	(株)笠倉出版社	

山形県告示第764号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 鶴岡都市計画道路

(2) 名称 1・5・1号鼠ヶ関温海線、3・4・31号笹花学校前線、3・4・32号山ノ前下町線、3・4・33号上藤島山ノ前線、3・4・34号藤島下町線、3・4・35号古郡下町線、3・4・41号温海線、3・5・31号藤島駅笹花線、3・5・32号上藤島古郡線、3・5・41号荻田岳ノ腰線及び3・6・42号天魄線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 鶴岡都市計画、酒田都市計画、余目都市計画及び三川都市計画下水道

(2) 名称 最上川下流域下水道

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第766号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 鶴岡都市計画、酒田都市計画及び三川都市計画河川
- (2) 名 称 1号赤川

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第767号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 区域の名称 高岡

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
西置賜郡	白鷹町	高岡	程澤	5471・5474合併	1号
				5483	2号
				5466	3号
			寺屋敷	5440	4号
				5434	5号
			館山二	5403-1	6号
			大巫子	2241	7号
				1315	8号
			大門	2372	9号

				2391	10号
			観音下	2333	11号
				2338	12号

2 (1) 区域の名称 後口山

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
酒田市		大蔵	後口山	12-8	1号及び2号
				12-1	3号
				9	4号
				8-1	5号から7号まで
				5-1	8号
				6	9号
				10	10号

3 (1) 区域の名称 見渡前

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線に囲まれた土地の区域（砂防指定地を除く。）

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
酒田市		中野俣	見渡前	179-1	1号
			宮ノ平	242-4	2号
				242-3	3号
				242-7	4号
				239-2	5号
				195-1地先	6号及び7号
				194-1	8号及び9号

				196-1	10号
				131-3	11号
				93-26	12号及び13号
			見 渡 前	124-1	14号
				144-4	15号
				145	16号及び17号
			宮 ノ 平	193	18号
			見 渡 前	153	19号から21号まで
				154	22号
				156	23号
				75-1 地先	24号及び25号
				165-2	26号

山形県告示第768号

平成4年3月県告示第345号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第11項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
酒 田 市		北 俣	石 鉢 山	30	1号
				29	2号
				34	3号
				43-2	4号から6号まで
				53-5	7号
				102-1	8号及び9号

				100	10号及び11号
				89-1	12号
				94-1	13号
				96-1	14号
				98	15号
			東風当田	20-2地先	16号
			石鉢山	108-1	17号
			東風当田	50-3	18号
			石鉢山	55	19号
				52	20号
				49	21号
				33	22号
			岡谷地	92-1地先	23号

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成25年8月23日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年8月23日（金） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成26年度使用教科用図書の採択について
 - (2) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成26年度使用教科用図書の採択について
 - (3) 平成26年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
 - (4) 教職員の人事について
 - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成25年11月19日（火） 午前10時から午前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午後0時30分から	同

2 受験手続

受験願書を平成25年10月1日（火）から同月15日（火）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、平成25年10月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成25年11月14日（木） 午前10時30分から正午まで	山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成25年9月17日（火）から同年10月11日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課業務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課業務担当（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

山形県民の海・プールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県民の海・プール
- (2) 所在地 山形県鶴岡市下川字龍花崎41番地86

2 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成25年8月26日（月）から同年9月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部観光経済交流局観光交流課観光企画・観光地域づくり担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-3246
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成25年9月24日（火）から同月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成25年9月30日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。